平成２４年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市米が浜通２丁目６番地　プランテーションベイ米が浜303
債務者　坂井　友代（旧姓鷲見）
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２１７号
青森市桜川９丁目19番33号
債務者　三上　昭
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１４号
名古屋市熱田区大宝３丁目２番27号　日比野コーポ502号
債務者　平出　葉子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３号
宮城県石巻市大街道北１丁目３―47　エクセルハイム203号室、住民票上の住所石巻市桃浦字蒲原２番地
債務者　渡辺そのえ
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
宮城県石巻市大街道北１丁目３―47　エクセルハイム203号室、住民票上の住所石巻市桃浦字蒲原２番地
債務者　渡辺さきえ
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
宮城県石巻市開成１番地28　仮設開成第11団地15―１号、住民票上の住所石巻市大街道東２丁目７番８号
債務者　菊地　信行
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
宮城県石巻市北村字下田一10番地１、旧住所宮城県桃生郡河南町北村字下田一10番地１
債務者　瀧浦　克之
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
山口県防府市中西１番５号
債務者　田中　淑枝
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５７７号
東京都中央区日本橋浜町３丁目18―２―509
債務者　田中　厚
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６０５号
東京都北区赤羽北３丁目16　N56―201
債務者　布施きみ子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１８号
東京都江戸川区西小松川町16―20―202
債務者　内藤　重幸
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６５７号
東京都足立区江北４丁目21―40―203
債務者　大釜　二郎
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７０号
埼玉県三郷市高州１丁目120―１
債務者　林　美紀
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７５号
埼玉県さいたま市西区大字高木310―２―103
債務者　原　剛
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７６号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目36―13―402
債務者　小林　愛子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６７８号
東京都葛飾区堀切５丁目22―１―201
債務者　関根　郁子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部